

## 歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務 企画提案仕様書

【委託業務名称】 歓迎レセプションにおける映像コンテンツ制作ほか業務

【履行期間】 契約締結日から令和5年12月22日（金）まで

【履行場所】 本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保すること。

### 1 事業概要・会合概要等

#### (1) 事業概要

令和5年10月28日（土）、10月29日（日）に開催されるG7大阪・堺貿易大臣会合（以下「会合」という。）において、2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下「協議会」という。）が主催予定の大臣等をおもてなしする歓迎レセプションにおいて、大阪・堺とりわけ堺をはじめとする南大阪（以下「大阪・堺」という。）の魅力発信を行うための映像コンテンツ制作を行います。

また、2025年大阪・関西万博開催時等の観光誘客につなげるため、会合後から契約終了までに実施可能な制作映像の再生回数等を増加させるデジタルマーケティングや、大阪府外のサイネージでの映像配信、国内外の旅行会社やホテルと連携した取組等の映像を活用した誘客プロモーションを行います。

#### (2) 会合概要

G7大阪・堺貿易大臣会合は、2023年にG7広島サミットに合わせて開かれる15の関係閣僚会合の一つです。G7各国の貿易を担当する大臣が、一つのテーブルを囲みながら、様々な課題について意見交換を行います。協議会は、会合の成功に向けた主催者への協力、大阪・堺の魅力発信と都市ブランド力の向上、2025年大阪・関西万博のプロモーション等を行います。

##### ア 会合の開催概要

名称	G7大阪・堺貿易大臣会合
開催期間	2023年10月28日（土）、10月29日（日）
開催内容（予定）	・本体会合、国際メディアセンターの設置（大阪府立国際会議場） ・歓迎レセプション、夕食会等の社交行事（堺市内）等
参加国（予定）	フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ（議長国順）の7か国及びEU（欧州連合）等の国際機関
主催者	外務省、経済産業省による共催
推進組織	2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 構成員：大阪府、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、 関西経済同友会、堺商工会議所、大阪観光局

##### イ 歓迎レセプションの概要（想定）

内容	・南大阪等の食材を活用した飲食物の提供 ・茶の湯やふとん太鼓、堺刃物等の日本伝統・文化を体験できる催し ・大阪の産業・製品の展示 ・2025年大阪・関西万博で披露される技術に関する催し
来場者	・各国大臣、政府関係者、関西経済界 ほか ・300～400名程度
場所	・堺市内ホテルの宴会場 天井高：約6.5m 面積：約1,130㎡（27.9m×40.5m）
時間	・1時間半程度

## 2 委託業務の内容

### (1) 映像コンテンツの制作

各国大臣等をおもてなしする歓迎レセプションで上映する以下の映像コンテンツを制作すること。

項目	要件
再生時間 ・本数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求める内容、歓迎レセプションの概要や過去の会合におけるタイムテーブル、会合後の誘客へ活用することを踏まえて提案すること。</li> </ul>
求める内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市及び堺市で貿易大臣会合が開催される意義と大阪・堺の産業について以下の内容を含めて印象的に伝えること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①堺が「東洋のベニス」と呼ばれるほど日本の貿易の中心地として発展・繁栄したこと、また、現代においては大阪市が日本の経済を牽引してきたこと</li> <li>②現代や未来につながる大阪・堺の産業・経済と交易（特に欧米）とのつながりや都市発展の歴史</li> <li>③古墳築造や交易から現在の金属加工技術につながる産業技術（伝統）と交易により発展した大阪の最先端技術（最先端）の両面性と美しさ</li> </ol> </li> <li>・大阪の食文化を以下の内容を含めて伝えること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①交易や交流により生まれた大阪独自の食文化と歴史</li> <li>②大阪とりわけ南大阪の食の豊かさとおいしさ</li> </ol> </li> <li>・現在の日本人に受け継がれる茶の湯の精神を以下の内容を含めて伝えること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①茶の湯の精神（和敬清寂、わびさびの美）とは何か、現在の日本人の心にどのように受け継がれているのか、なぜ大切にされているのかを視聴者の国籍を問わずわかりやすく表現すること。</li> <li>②戦乱の世においても武士や町衆に親しまれた茶の湯を市中の山居とともに描くこと。</li> <li>③視聴者の訪問意欲を高められるように神社仏閣や日本庭園の美しさを描写すること。</li> </ol> </li> <li>・視聴者が共感できるストーリーを持たせること。</li> </ul>
撮影等を想定している主なコンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仁徳天皇陵古墳、交易の様子、栄えた町の様子</li> <li>・金融都市の街並み</li> <li>・交易により発展した大阪の産業・文化（鉄砲・刃物、線香、文楽、茶の湯 等）</li> <li>・ライフサイエンスや AI 等の大阪で生まれる最先端技術</li> <li>・昆布だし、割烹、食い倒れの街等の大阪独自の食文化がわかるもの</li> <li>・農水産品、加工品、日本酒等の南大阪の食の魅力</li> <li>・茶の湯（呈茶、和菓子）</li> <li>・神社仏閣、日本庭園、町家</li> </ul>
表現方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や職人の笑顔等、親しみを感じる表現を積極的に含めること。</li> <li>・非言語コミュニケーションを基本とし、インタビュー等の会話シーンは必要最小限とすること。また、字幕等テロップは日本語と英語の2か国表記とすること。 ※英語版・日本語版をそれぞれ作成する必要はない。</li> <li>・BGM や効果音等を効果的に利用し、リズムよく心地よく見られるものとする。</li> <li>・実写、アニメーション、CG 等を問わず、これらを組み合わせてもよい。</li> <li>・G7 各国の大臣等が出席する場であることを踏まえた映像とすること。</li> <li>・歴史上の人物や出来事を描く場合は、コミカルに描写しないこと。また、史実に基づき制作すること。</li> <li>・茶の湯の精神の表現にあたっては、協議会が指定する者の監修を受けること。</li> <li>・仁徳天皇陵古墳等の墳墓に文字等が被らないようにすること。</li> </ul>
規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映像サイズ：4K（3840×2160）以上 アスペクト比：16:9</li> <li>・音声方式：ステレオ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制作した映像について納品前に協議会の確認を受けること。また、指示により各映像2回以上の修正対応ができること。</li> <li>・納品物に不備があった場合は、速やかに修正するとともに、協議会が指定する日時までに確実に再納品すること。</li> </ul>

**【提案を求める事項】**

以下について具体的に提案すること。（映像ごとに A4 3 枚以上）

- ① 映像のコンセプト、再生時間・本数、シナリオ、使用するコンテンツ、演者、ロケ地、演出等について、具体的に提案すること。また、シナリオの提案にあたっては、絵コンテ等により分かりやすく記載すること。
- ② 「求める内容」の記載内容が案にどのように含まれているかを分かりやすく記載すること。

**【参考となる WEB サイト】**

- ①過去の会合事例（歓迎レセプションのタイムテーブルや使用された食材の情報を含む。）

・G20 大阪サミット 2019 公式記録誌

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/summit/samitto/index.html>）

- ②大阪・堺の食文化、観光等拠点

・大阪観光局 HP（<https://osaka-info.jp/>）

・堺観光ガイド（<https://www.sakai-tcb.or.jp/>）

・堺伝匠館 HP（<https://www.sakaidensan.jp/>）

・KIX 泉州ツーリズム・ビューロー 大阪泉州観光ガイド（<https://welcome-to-senshu.jp/>）

・華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会 HP

（<http://www.minamikawachi.jp/index.php>）

- ③大阪・堺の産業観光等

・大阪府 HP オープンファクトリー

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/openfactory/index.html>）

・堺市内のものづくり見学・体験スポット（<https://sakai-openfactory.jp/>）

・堺技衆 HP（<https://sakaiwazashu.com/>）

**(2) プロモーションの実施**

2025 年大阪・関西万博開催時等の観光誘客につなげるため、会合後から契約終了までに実施可能な (1) で制作した映像の再生回数等を増加させるデジタルマーケティングや、大阪府外のサイネージでの映像配信、国内外の旅行会社やホテルと連携した取組等の映像を活用した誘客プロモーションを提案すること。

協議会においては SNS の活用、観光案内所や観光に関する展示会での配信など広く映像を活用したプロモーションを行うことを予定しているが、本業務は協議会や協議会構成団体の SNS アカウントの運用支援を求めるものではないので注意すること。

**【提案を求める事項】**

以下について具体的に提案すること。（A4 1 枚以上）

- ・マーケティングやプロモーションの内容、展開方法、実施期間、期待される効果

**(3) 成果品の納品**

ア及びイについては、令和 5 年 9 月 29 日（金）まで、ウ及びエについては令和 5 年 12 月 22 日（金）までに協議会へ成果品を納品すること。ファイル形式や納品先等の詳細については別途指定するものとする。

また、納品物に不備があった場合は、速やかに修正するとともに、令和 5 年 10 月 16 日（月）までのできるだけ早期に再納品すること。

ア 制作した映像コンテンツのデータ一式（盤面印刷を行った DVD-R 等の記録媒体による納品）

イ 撮影素材（映像、写真、台本等）

ウ プロモーションの実施内容、効果等をまとめた資料

エ 業務完了報告書

### 3 事業スケジュール及び実施体制等

2の事業について、契約締結時期（6月中・下旬からを想定）から令和5年12月22日（金）までの想定スケジュールを示すこと。

2の事業を確実にかつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

また、歓迎レセプションに関する他の委託業者がいる場合は、適切に協議・協力をを行い事業の実施に取り組むこと。

#### 【提案を求める事項】（項目ごとにA4 1枚以上）

- ① 事業の実施スケジュールを提案すること。（映像制作については、納品前の事前確認日、納品日及び再納品日を含む。）
- ② 事業実施体制を提案すること。
- ③ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似のコンテンツ制作実績、事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。

### 4 委託費の上限

委託費の総額は9,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については協議会に帰属するものとする。
- (3) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に協議会と協議するとともに、その決定に従うこと。

### 6 委託事業の運営

受注者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

### 7 委託事業の報告

受注者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、協議会に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、協議会が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、業務完了報告書を協議会に提出すること。

### 8 事業全体に係る留意点

- (1) 著作権及び使用料等について
  - ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
  - ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、協議会に帰属するものとする。また、本事業終了後においても協議会がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
  - ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
  - ・成果物については、協議会及び協議会から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
  - ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
  - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は協議会に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 映像素材の利用許諾、撮影許可等について
  - ・使用する映像素材の利用許諾、又は撮影許可については、受注者が行うこと。
  - ただし、撮影場所・日程については事前に協議会と協議するものとし、協議会は可能な限り仲介を行うものとする。
  - ・撮影に際しては、協議会や取材先の指示に従い、事業等を妨げないように留意すること。

(3) 制作に係る費用負担等について

- ・映像の制作に必要な一切の経費は受注者が負担すること。
- ・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料や駐車料金等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- ・映像の制作にあたり、助言を求めた学識者、出演者・協力者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

(4) 個人情報の保護について

- ・本事業で制作する映像は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

## 9 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と協議会との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本仕様書の記載事項で変更する必要が生じた場合は、協議会と受注者で協議の上、変更することができるものとする。
- (3) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、協議会と受注者で協議の上、業務を遂行すること。
- (4) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (5) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、協議会と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (6) あらかじめ協議会と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (7) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。